
平成29年第6回大和町議会定例会会議録

平成29年12月8日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子育て支援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番馬場良勝君及び5番槻田雅之君を指名します。

日程第2「大和町吉岡南第二土地区画整理事業換地処分に伴う住居表示の変更に係る関係条例の整理に関する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第68号 大和町吉岡南第二土地区画整理事業換地処分に伴う住居表示の変更に係る関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第69号 平成29年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第69号 平成29年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。14番高平聡雄君。

14番（高平聡雄君）

それでは、事項別明細書第3号、5ページ下段で職員手当等、総務費。時間外手当で131万9,000円。3款の民生費、同じく3節の職員手当、時間外手当50万円。ページを1つめくって衛生費4款3節、同じく職員手当98万9,000円時間外手当。これそれぞれ担当課から、当初予算でどの程度の予算を組んでいたものが不足したのか。あわせて、それに至ったその要するに残業の実態。それぞれの課長がそれについて承認をした上で行っている業務、その内容と、なぜそこまで残業をしないといけないのか。今回、その補正をすることによって、またそういうことが起こる、残業が必要だということだというふうに思うんですが、それは業務として妥当な、必要だから残業せざるを得ないんだらうけれども、その時間として妥当だという判断の範囲なのかどうか。それとして残業時間というのは実際にどういうふうな勤務、それをやることによって勤務時間になっているのか。教えていただきたいし、総務課長にはこの残業に対する主として人事上どのようなくくりをもって各課に指導というか、方向性を示しているのか。それを教えてください。

議長（馬場久雄君）

税務課長千葉正義君。

税務課長（千葉正義君）

それでは、高平議員のご質問にお答えいたします。

税務総務費の時間外勤務手当の当初の予算額につきましては、268万5,000円で、今回補正を131万9,000円、補正後については404万円となります。

税務課の業務としましては、4月の国保の仮算定、5月の町県民税の特別徴収、軽自動車税、固定資産税、6月に町県民税の普通徴収、7月に国保の本算定、介護保険

料、国保の確定賦課という形で4月から4カ月間連続して納税者の方に納税通知を送る業務がございます。どうしても件数が多いので、税務課職員全員で当たる業務がどうしても発生してしまいますので、1年間の中でその期間に集中的に処理しなければいけない業務がございますので、どうしても時間外勤務手当で対応するということになってしまう状況にもございます。7月から12月ぐらいまではそういう発送業務は大きなものはございませんが、年明け1月から今度は確定申告の受け付け業務、その準備作業もございますので、そういう部分も見越しまして今回補正をお願いしたものでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

それでは、高平議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、3款の民生費の社会福祉総務費の時間外手当でございます。当初は55万5,000円の予算措置でございましたが、今回障害福祉計画の見直しの時期ということと、あとそれとあわせて地域福祉計画を29年度で計画させていただいておりますけれども、それらに要する業務がふえたということが一番大きな今回補正をお願いする要因になっております。そのほかといたしましては、やっぱり常日ごろ生活保護の相談であったり、あとは障害福祉の給付の相談とかの業務もふえておりますし、あと、ここ毎月のようにそうなんですけれども、生活保護の支給日毎月5日の日に支給をさせていただいているところではございますけれども、連絡もなしに保護費受け取りに来られない方もいらっしゃるということで、そういった方々については職員がその皆様方に生活保護費の支給終わってから、どういった状況になっているのかということで訪問をさせていただいているケースがあるんです。それで、このごろ家でぐあい悪くなっている状況も確認できたということで、そういった状況を確認したことによって福祉事務所等とかのそういった連絡業務であったり、あとはその病院に搬送しなければならぬような状況の方もこのごろ出てきたということで、そういった形でこういった時間外をお願いするような経過となりました。あと、4款の保健衛生総務費につきましては、当初233万5,000円、これらについては各健診関係の枠外の当初の予算でもいただいていたところではございますけれども、そういった健診関係でも今土日の健診も開催させていただいておりますし、あと健診にどうしてもその町で健診日実施

したときに健診を受けられなかった方々に、またさらに土日の追加健診等とかも開催させていただいておりますし、あと各種健康事業でもどうしても参加者の皆さんの関係で土日に開催をしなければならないというような業務も出てきたものですから、今回その不足分について補正をお願いしたという経過でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、高平議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

時間外勤務手当につきましては、当初予算におきまして各課の person 費の 6% ということで措置をさせていただいております。以前 3% だった時期もございましたが、今は 6% ということで単純に倍ということになりますけれども、ただ、なかなかその枠内でおさまるということは難しいような状況にあるのは現実でございます。どうしても課によりまして繁忙期というものがございますので、その時期には税務課長からも回答があったとおり、課全員で当たるとかそういった体制をとっているようになっているというふうに思っております。それから、保健福祉課長のほうからもお話あったとおり、臨時的な発生した事務であるとか、そういったことによって時間外というものが発生しているんだろうなというふうに思っておりますが、ただいかにせん、十分な人員配置ということがないのも事実でございますので、今回一般質問等でもございましたが、職員の十分な配置に向けて職員の採用であるとか適正配置であるとか、それに向けて図っていかねばならないというふうに思っております。総務課といたしましては、職員のこの健康管理も担っている部分でございますので、当然深夜の勤務とかそういった部分は避けていただきたいというようなお願いもしているところでございますし、あるいは休日勤務した場合は代休という制度もございますので、そういった代休の取得も各課の職員のほうにお願いしていかねばならない立場だというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

14番高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

今、説明をいただいた範囲の中では、当初に組んでいたものを超えるような業務が発生したというようなこと。ということは、要するに当初では想定されたもの以上に仕事がふえているという理解でいいのかどうか。それと、今総務課長のほうからも話がありましたけれども、私がこの辺を役場の前を夜通過すると、深夜の時間に電気がついていることがあるんですね。あわせてその土日のこともお話があったんですが、総務課長この役場が、ここに来たときに、その残業については遅くとも10時までは終了させるということで始まっているんです。あなたがそのときにどのお立場にいたかわからないけれども、総務課長としてはそういうことを引き継いでいるのではないかと、いうふうに思いますし、それと、おっしゃるとおり健康管理に非常に影響が及ぶのではないかと、いう懸念があって、やらなくてはならないということで無理に無理を重ねて各業務に当たっていらっしゃるといふことがあるのではないかと。最近こういうことについては非常に世の中厳しい目があって、強制的にそういうことをしないように組織として指導されるというケースが非常に多くなっている。そういった中で、言ってみれば地域のモデル事業所としての立ち位置も当然あるわけで、そういう中でこういうことになっていてどうなんだと。ですから、課長あるいは総務課として十分なそういうものに対する対策を講ずるべきではないか。できませんとか、人が足りませんということで終わらすわけにはいかないということの観点から、再度課長さんたちのご意見を伺います。

議長 (馬場久雄君)

税務課長千葉正義君。

税務課長 (千葉正義君)

ご質問にお応えします。

先ほどもお答えしたとおり、季節的な業務が発生するということもございますし、どうしても対応しなければいけないというものもありますが、できる限り効率的な作業を組んで健康管理に配慮していきたいと思っております。以上です。

議長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

お話いただいたとおり、担当課といたしましてもできる限り、例えば健診関係であれば職員が交代制でそういった業務に当たる等々の配慮はさせていただいているところではございますけれども、各種相談事業になりますとやっぱりその担当した職員、相手方の関係もありますので、そういったところはどうしてもその別な担当というわけにもいかないところもありますので、あとそういった月を通して残業等をしている職員については、例えば翌日、その前日の状況を確認したりであったりとか、あとは体調すぐれないときにはそういった病院に行っていただくなり、そういった体調管理の部分については声がけをさせていただいて、職員についてはそういう対応をさせていただいているところではございますので、どうぞよろしくご理解をお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

高平議員さんのお話にございましたとおり、この庁舎ここに来たときには10時までには帰りましょうというような約束があったというふうには私も記憶はしてございます。ただ、今現在なかなかそういったことがまだ、まだといいますか守られていない部分があることも事実でございます。最近、働き方改革ということで広く働き方を改めて早目に退庁しましょうというそういうような動きが広まってきております。いろんな役所によっては、例えば午後8時に一斉消灯するとか、あるいは大和町でも前、前といいますかやっておりましたがノー残業デーを設けるとか、そういった取り組みが広がってきているのも事実でございます。どういったやり方が実効性があるのか、まだなかなか明確になっていない部分もあるわけでございますけれども、そういったものに取り組んでいく必要もあるのかなという認識ではおります。よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

14番高平聡雄君。

14番（高平聡雄君）

副町長にお尋ねをします。今、総務課長からも話ありましたけれども、ここを開設するに当たって10時までには遅くとも業務を終了するよとということと、ノー残業デー、たしか水曜日だったでしょうか、を行ってその日には残業をしないで帰りましょうというようなこと。これがいつの間にか崩しに、それで結果としては人が足りないんだと、回らないんだと、いろんな事情があつてその時間じゃないとできないんだということで現状になっている。私が懸念するのは、この残業手当がふえることでないですよ。その職場として、そういう状態にしておくということはいかなるものかということから、これをやっぱり是正していく方向で今後は再度管理職の皆さんで知恵を出して行動していただかないといけないんじゃないというふうに私は思つて、そのきっかけとしてお話を申し上げたいというふうに思うんですが、これに正面から取り組んでいっていただけるものかどうか確認をしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

副町長浅野喜高君。

副 町 長 (浅野喜高君)

高平議員さんの質問にお答えしたいと思います。

確かに、新庁舎建った際には10時以降の残業はだめだとか、それからあと水曜日にノー残業デーも推奨をしておりました。しかしながら、議員の皆様もご承知のとおり、なかなかやはり職員の全体の定数も従来より大分人口もふえまして、確かに職員数が減ったというのも、少ないのも1つの要因かということもありますが、さらにはやはり職員の健康管理が一番でございますので、私も人事面なんですね、それで課長から等も課内の残業等の実態については把握しているつもりでございます。その辺につきましても、やはり各課の事務量等を踏まえ、やはり今の実態を十分に把握をいたしまして、急にということではできませんので4月以降の人事異動等でいろいろ適切な配置を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご了承をお願いいたしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑ありませんか。15番堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

事項別明細書の7ページの保育所費の13委託料なのですが、ここの中で説明では中央公園の調査費という説明をいただきましたが、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

6ページでしたよね。子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

お答えいたします。

保育所費の委託料の件だと思います。今回、吉岡南中央公園の周辺の保育所関連の基礎調査ということで、交通量を調査についてお願いしているところでございます。あそこどうしても道路が大分狭いものですから、その交通量、朝晩等々の交通量、それについて把握をしたいというような内容での調査をいたすものでございます。それにつきまして委託費として今回お願いしているものでございます。調査の必要性については、どうしてもあそこについては住宅地が当然密集していますので、それについての、実際あそこの周辺をどのぐらいの量の交通量があるのかという。当然、周辺の方からそういった懸念がされていますので、実態を把握する必要があるだろうということでの今回調査委託費でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

15番堀籠日出子さん。

15番（堀籠日出子君）

6ページじゃなくて7ページの児童福祉費の4の保育所の委託料ですね。そうですね、今の説明そうですね。（「はい、そうです」の声あり）

この中央公園の調査というのは、その車の通りだけのあそこの交通量をするだけの調査なんですか。その調査をするための、その調査の目的は説明いただいたんだったのでしょうか。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

今、あそこの公園についての保育所云々ということで、地元のほうとの話し合い1回やっております、その中でやはりあそこの交通量というのがどうしても周辺の住民の方から、ちょっとその辺どうなのということで実際心配ということなのか、そういったことがお話ありましたので、それについて町として実際にどのぐらいの交通量が、結構交通量多いんだよというお話をいただいていますので、実際に町として実態を把握する必要があるだろうということでの調査でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15 番 （堀籠日出子君）

この中央公園には保育所ができるということなんですか。じゃない。ちょっと私、私の説明の聞き方が悪いんでしょうけれども、議長もう1回、もう1回ゆっくり説明をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

町として、あそこの公園の中に保育所をとということで考えた際、そのときにどうしてもあそこの交通量が、どうしても地元の方からちょっとお伺いする限りでは交通量が大部分多いんだと、それに対して今度は保育園ができた場合はますますふえるんじゃないかと、影響力が大きいんじゃないかということですので、今実態どのぐらいの台数があそこの辺に実際に中を通っているのかと、それでそのことを勘案して実際保育所ができた場合はさらに当然影響がありますので、その実態をまず掴まないとの程度影響があるかということで町として説明できないと思ひまして、その点の交通量調査を今回お願いしているものでございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15 番 (堀籠日出子君)

はい、理解いたしました。私は、この中央公園の調査ということで公園の中を調査するのかなと思った予算なのかなと思ったものでしたから今質問しました。はい、理解いたしました。

議長 (馬場久雄君)

ほかに質疑ございませんか。4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、私のほうから3点ほどお聞きをしたいと思います。

事項別明細書の6ページ。3款1項4目20節扶助費、障害福祉サービス費及び障害児通所サービス費なんですが、昨年度も私同じところで質問をさせていただいたと思うんですけども、前年度の補正よりも大幅にアップしていると思うんですけども、どういう理由なのかというところと、もちろん当初で入らない部分もあるんでしょうけれども、この増額の部分の説明をお願いしたいと思います。

それから、9ページ。9款2項1目18節備品購入費316万8,000円ですか、オルガン3台購入という説明だったんですけども、壊れて購入したのか、それとも当初必要なくて必要に迫られて購入したのか、その辺のご説明をいただきたいと思います。

それからもう1つ、11ページの9款5項4目18節こちらも備品購入費なんですけれども、小野小の給食運搬車ですか、運搬車両っていうんですかね、ちょっと聞き漏れたのかもしれないんですけども、何台あってどのような形状のものをご購入されたいのかをお聞きしたいと思います。以上です。

議長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

障害福祉サービス費、障害児通所サービス費の補正でございますけれども、障害者の方々が自立支援に向け、また、地域生活支援に向けて、その障害者の状況に応じた計画に基づきまして町のほうでそういった必要な部分の給付をさせていただいているところではございますけれども、当初の段階では国とか県とか補填される部分の詳し

い29年度の実額とかまだわからない状況だったものでしたから、そういったものを今回29年度の実際の見込み額にあわせた補正という形をお願いをするものでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えいたします。

9款2項2目の教育振興費の備品購入費でよろしいでしょうか。オルガン（「オルガンです」の声あり）はい。それでは、9款2項2目の教育振興費の備品購入費の関係でございます。これにつきましては、吉岡小学校と小野小学校の学級数の増加によりまして、普通教室の備品としてオルガンをそれぞれ吉岡小学校1台、それから小野小学校2台の3台のオルガンを購入をするものでございます。

それから、9款5項4目の学校給食センター費の備品購入費29万8,000円でございます。これにつきましては、これも小野小学校の学級数の増加によりまして、給食の運搬車2台、そして配膳台2台を追加購入するものでございます。小野小学校につきましても、普通学級が2学級の増加ということで、それぞれの学級分の購入をお願いをするものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

備品購入については、了解をいたしました。悪いと言っているのではなくて、障害福祉サービス費なんですけれども、悪いと言っているんじゃなくて、これぐらいかかるということは年々これもふえる可能性があるという見方でよろしいのか。それとも、例えば来年度は、今年度こうだったので、要は見込みで予算ってやるじゃないですか。そのときに、同じような前年度にあわせてやっていくのか、それとも要は新たに、国のやっぱり国、県のにあわせてやっていくのか。その辺のやり方というか、教えていただければと思います。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

当初の予算の計画の段階では、もちろんその実績に応じた形の見込み料を予算化させていただくところではございますけれども、その時点でも国庫の2分の1の部分であったり、県からのその4分の1の部分については、あくまでもこちらからも次年度の予算要求のときにはあくまでも前年度実績というような形での交付の見積もりという形になるわけですが、それらについて当初県からもその分の100%を交付されるわけでもないものですから、そういった差額分。あとはそのいろいろなその障害者の状況に応じたサービスの給付費の増額によって補正をお願いするというような形になりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑。9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

では、私のほうから大きくちょっと3点質問をさせていただきたいと思います。

まず、1件目でありますけれども、高平議員の質問にちょっと関連をいたしまして、もう少し深くお伺いをしたいんですけれども、もちろん業務効率化をして残業を減らすということも大事な一方で、絶対的な事務量がやっぱりふえている現状もある中であります。そういう中で、私として気になっておる部分が、ややもすると残業代で騒ぎ出すとサービス残業なんていう可能性が考えられる部分と、あと働き方改革でも騒がれている中でありますけれども、そういう中で、過労働がないのかという部分のチェックも大事であろうなという思いがあります。今、全体的に見て住民数がふえる中、なかなか職員数が変わっていないという中で、業務のアンバランスが発生して得る状況もあるのではないのかなという中で、絶対数という意味では各課のほうからさまざまその増員要請なり出ている状況もあるのではないのかなという気がいたしますけれども、そういう意味で今年度の採用する人数等、その辺の増員要請を現場の声で聞いた形でのその内容であるのかどうかという部分です。お伺いをまず1件させていただきたいと思います。

あと、続きまして、決算書の13ページになりますけれども、例規集のデータ更新迫

録編集業務ということで本年度も288万の新たに債務負担行為であります。例年もこれ1年ごとのその債務負担行為であったのかをまず確認をさせていただきたいと思えます。

あわせて、決算書の15ページ。一般廃棄物の収集運搬業務ということで、5カ年の限度額の設定であります。8億8,600万円ということで大幅な増額の限度額の設定であるのかなと思えますけれども、どんな背景があつてこの金額の設定となるのかご説明をお願いしたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、浅野議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、前段のご質問でございますが、来年4月1日採用の職員数でございますけれども、今現状まだ確定はいたしておりませんが、増員の方向である程度内諾は得ている状況でございます。まだ人数何人とは申し上げられませんが、増員になる予定でございます。ただ、その配置につきましては今後4月1日に向けてのその人事異動であるとか、退職等の状況もございますので、それを勘案しながら、当然事務量も勘案しながら配置を行っていかねばならないというふうに思っております。

それから、例規集関係の債務負担行為でございますけれども、これは例年1年ずつ行っていたという状況でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

一般廃棄物収集運搬業務の債務負担行為でございます。これにつきましては、5カ年ということで新たに30年度から34年度までということですが、今回大幅に見直しをさせていただいております。見直しした部分ということですが、5年前より収集箇所が80カ所増加しております。これに伴いまして、車の配置なんですけど1台増車ということで、今まで9台だったところを10台の配車ということで見っております。それから、もう1つ大きい点ですが、人員の配置を見直ししております。現在のところ、パッカ

一車5台で2人乗車、それからカーゴ車というリサイクルの車両ですが1名ということでの業務内容ですが、これにつきましては安全確保というところがありまして、全て2人乗車ということで人件費のほうを大幅に上げた積算になっております。車両の増加と人員の配置の見直しということでの金額の増加という内容でございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

まず、1件目の高平議員の関連のお話でありますけれども、増加の方向であるというお話でありましたけれども、具体的にもう少しお伺いしたいのは、一般職の方でやはり専門職の方と、やっぱり職種がいろいろある中で、課長さんから上がってきた人数が必ず正ではもちろんないかと思うんですけれども、実際に上げられてきた人数に対してどのぐらい充足される見込みであるのかという部分と、その専門職の要請があった部分、専門職に採用に至るような状況であるのかどうかという部分をもう少しお聞かせをいただきたいなと思います。

あと、続いての例規集の話でありましたけれども、例年どおり1年ごとであるというお話でありましたが、議会としてさまざま活性化委員会等で調査した中で、ペーパーレス化による一部その業務効率化を図ってはという話をさせていただいて、議長名で執行部サイドにご提案をさせていただいていた中で、一部そのタブレット端末の導入をするに当たってその費用的な部分を、この例規集の更新追録編集をやめてそちらに向けてはなんていう話でご提案をさせていただいていたというふうに思いますけれども、実際に今予算の段階であろうかと思っておりますけれども、今回もそのタブレットというところでいくともう少し様子を見る形なのか、当面併用する形も含めて今お考えの中であるのか、お聞かせをもう一度いただきたいと思っております。

あと、一般廃棄物の収集運搬業務の話でありましたけれども、確かにサービスステーションは人口増に伴いもちろんふえておるのも事実であり、車の増車というところも行わなきゃないんだろうなというふうなところで思う部分がありますけれども、一部よく町民の方からすると、車両が水漏れしているんじゃないとか、汚水を垂れ流して歩いている車もあるというお話があったり、実際にじゃあどういふ方が収集をされているのかという部分で、その何らかの制服等もそろっていないのもいかなもの

かなんて町民の方の声もあるやに伺っております。そういう意味で、そういった部分も考慮されての算出であるのかどうかというところをもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

初めに、充足されるかどうかというお話でございましたけれども、申しわけございません、今手元に詳しい数字の資料がないんですけれども、各課からいろんな要望を副町長のほうでヒアリングさせていただいていたと思うんですが、現段階では一般事務職、それからいわゆる技術職、両方とも増員の予定になってございますので、希望全てというのはなかなか難しいと思うんですけれども、増員の方向にはなっております。そういった状況でございます。

それから、例規集でございますけれども、今回この債務負担をお願いしたものについては今までと同様の内容でございます。以前の議会で例規集の加除をやめたかどうかというご意見等もございましたけれども、現実的にその例規集という冊子をなくすことはなかなか難しい部分がございますので、全くゼロというのは難しいかと思えます。タブレットを導入する際には、例えばそれを5年間リース等でお願いする場合には、それ別途債務負担をお願いするようになるのではないのかなというふうに現段階では思っております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

ごみの運搬車両でございますが、まずは先ほど増車という話を申し上げたところでございますが、車両につきましては5年間という期間で更新のほうも考慮させていただいております。現在使用しているものを5年間の中で更新できるぐらいの積算をして債務負担行為ということでございます。人件費につきましても、それなりの積算をさせていただいて十分に町民の方のご要望に応じられるような積算でということでの限度額設定でございます。以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

9番浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

まず、1件目の職員数の話でありましたけれども、時間外に絡めた話で、以前にも高平議員のほうがもう一般質問等でされているところもありますけれども、条例上今下回っている中で、さまざまな業務を業務委託という形で委託している部分があって、じゃあ本当に適正な人数はどうなんだという部分を検討する時期ではないのかなというふうに思う部分と、あと皆さん特に高齢の方が、年金の受給年齢がどんどん上がっていく中で民間企業として65歳定年をいろいろ騒がれる中、60年定年では、単純な定年ではなく、公務員の皆さん方も定年延長の話も前副町長時代に、遠藤副町長時代にぜひ議論をして制度化もすべきではないでしょうかという提言もさせていただいたわけでありまして、それに対して答弁を求めるところではありませんが、ぜひ検討をしていく時期ではないのかなという気がいたしますけれども、いかがかお考えをちょっとお聞かせをいただければと思います。

例規集の件及びタブレットの件は了解をいたしました。

あと、一般廃棄物の運搬業務のお話でありました。車両の更新もできる範囲でのその限度額の設定であるということイコールですね、新規の業者さんなりも参入ができる状況になり得るのかなという話の中、金額も大きな8億8,600万の金額でありますので、公平なもちろん入札のもと決めていただきたいと思いますけれども、もちろん入札までの案内から実際の入札までの間にはきちんとしたやっぱり時間がないと、なかなかとれないという現状も出てくるのではないかと思いますので、そういった意味で適切な時間をとった中で入札行為を行っていただきたいと思いますというふうな思いであります。そこは財政課かもわかりませんが、今どんな日程で考えていらっしゃるのか、言えるところがもしありましたらお聞かせをいただければと思います。

議長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

65歳定年制についてのご質問でございました。国のほうでも検討されるような情報

が流れていたよう（「再任用」の声あり）その前に再任用ですね。再任用につきましては、定年を迎える方々を対象にご要望をお聞きしまして、今の段階ですと希望する方については再任用ということで引き続き役場にお勤めいただくというような方法をとっておるところでございます。

そして、65歳定年制でございますけれども、国のほうでもその法制化をするような動きがあるようでございますので、その状況を見ながら各地方自治体でも対応していくようになるのではないかなというふうに現段階では思っているところでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

まず、入札の関係ですが、入札につきましてはまだこれからということなので、日程につきましてはここでちょっとお答えができないという状況でございます。できるだけ早目にしたいというふうには考えてございます。

それから、全体的な金額ですが、これにつきましてはもう5カ年で十分元が取れるような積算をしておりますので、新規でも何でもこの金額であれば大丈夫だというふうなことでの積算ということになっております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ありますか。7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

それでは、3点お伺いいたします。

9款2項13節委託料、不用額640万3,000円ということで用務員さんの関連でということでお伺いしたんですが、少し不用額の額が大きいので、どういった理由なのか少しお尋ねをしたいと思います。

それから、次に、9款4項文化財保護費の7節ですか賃金、嘱託員これ募集なしということで不用額が発生しているんですが、募集なくて問題がなかったのか、次の年どうなるのか、この辺のところを少しお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、ついでに次のところの教育ふれあいセンター管理費、用務員さんの不用

額が143万8,000円ということで、ここも少し不用額が発生しているようですが、これらのところを少しお話をお聞かせいただければと思います。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

9款2項1目の学校管理費の委託料で、640万3,000円の減額でございます。これにつきましては、小学校の用務員の委託料の減額という内容になってございますが、当初、予算措置が2,670万ほどでございました。それで契約済額が2,070万ということで、600万ほどの減額になってございます。これにつきましては、3カ年の契約を行っておりまして、今年度平成29年度から31年度までの3カ年の契約を行っております。それで、予算要求の段階では積算額で予算要求を行っておりましたが、3カ年の契約の中で実額に基づきまして契約先の減額というような形になってございます。

ふれあい教育センターの用務員につきましても、同様の取り扱いでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

それでは、文化財保護費の嘱託職員なんですけれども、4月にはもう募集しているんですけれども、やはり開発関係の方々なもので、学芸員とかその文化財の発掘関係に携わったという条件がちょっと難しいところがありまして、なかなか今まで勤めていた人もちょっと家庭の事情があつておやめになったということで、ちょっと大分支障来しているんですけれども、それについてはちょっと今それぞれ職員のほうに分担してもらいまして、いろいろなところで何とかやっているような状況です。ただ、すぐにでもやっぱりほしいということで、随時追加募集はしているんですけれども、なかなかそういう方が見つからないというのが実情でございます。そのほかにやっぱり、その文化財の担当者のほうからほかの町村にもちょっと呼びかけをしていただいているんですけれども、なかなかちょっとそういう専門的な方というのが退職してもやっ

ぱりいろいろ、別なところにご就職なさっているので、これからもちょっとそれには何とか力入れて探していきたいと思っているところでございます。以上です。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質問、質疑ございませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第70号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第70号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第71号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補
正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第5、議案第71号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第72号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予
算」

議長（馬場久雄君）

日程第6、議案第72号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題と
します。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第73号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計補正
予算」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第73号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第74号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第74号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第75号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第9、議案第75号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第76号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（馬場久雄君）

日程第10、議案第76号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

事故概要の中で、追突とか正面衝突とかそういったものじゃない事故で、この該当する場所であるという確定はどのような判断でこの場所で起きたというものをされたのか、まず1点と、あと車がスピードどのくらい出ていたということ、それと、車高が低い車、中にありますけれども、そういった特別車高が低くなっていて道交法上大丈夫だったのかということと、7、3になった判定の要因になるものを聞かせていただきたいんですけれども。

議長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

まず、1つ目の場所の特定でございます。場所については、当日8月の5日土曜日でございます。土曜日の午後3時30分に相手方については事故を起こしたという、町道の穴に落ちてという形なんですけれども、それからうちのほうに、役場のほうに連絡が来たのが5時10分ごろに連絡が来ました。それで、うちのほうでそれから職員、休みだったんですけれども急遽現地のほうに向かっていたいて、連絡いただいた場所、鶴巢大平字梅ノ沢1番ですけれども、ここに着いて現地を確認したんですけれども、それが確認したのが6時45分でございます。夕方ですね。それで穴の大きさは、深さが6センチから7センチ、大きさが楕円形になるんですけれども約80センチぐらいの大きさでございました。それで、うちのほうとしてはその部分でそういう形になったという連絡いただきまして、その穴だなということで確認させていただいてございます。

あと、スピードですけれども、その当日相手方のほうはちょっと所用があって、その日はちょっと聞き取り等をちょっとできなかったんですけれども、その後なんですけれども、現地等で確認させてもらって、あと車両等も確認させていただいたんですけれども、自分も多少はスピードは出していたという話はいただいております。

あと、車両の車高が低いというやつなんですけれども、一般車両で低くはなってございません。

あと、最終的には7、3になった理由ということなんですけれども、今までの町道の路上の上ではいろいろこういう損害賠償関係の和解の関係で今までも多々あったと

思うんですけども、その中でも今回は相手方もスピードを出していたという部分も認識しているということで、相手方が3、町が7という。通常であれば、相手方と話した中では8、2とか9、1じゃないかという話もちょっとあったんですけども、その辺の中で自分もスピードを出しているという話がございまして、お互いの中での和解という。その辺は保険屋さんを通じて、そういう形でいいんじゃないかと話をいただいております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

以前、時期はちょっと忘れてしまったんですけども、26年か27年度だったかもしれませんが、道路の破損したところに三角コーンを置いて、危険だということをお知らせしていたんですが、夜間だったために走行していた車が見えなくて、やはり車が破損してそれも損害賠償ということになったかと思っておりますけれども、そういったものが残念ながら今回に生かされてなかったのかなという思いもしております。また、この80センチの楕円の破損のところが、今回が初めてなのか、それとも直しても直しても何度も剥がれてこういう現状になるかはちょっとわかりませんが、やはり道路の傷みが相当激しくなって、それも広範囲にわたってパトロールが追いつけなくなっているのかなということを感じました。そういった中で、やはり今後こういったものを出さないための新たな手段を考えて、初めて前進するかと思うんですが、例えばこういったものを、パトロールだけでなく通勤する職員さんが都市建設のほうにこういった場所あったよというようなお知らせがあるのかどうかというものを、ちょっと聞かせていただきたいと思いますんですけども。

議 長 （馬場久雄君）
都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

職員が通勤の際に、こういう場所を見つけた場合の、うち都市建設課のほうに報告があるかどうかという、基本的に都市建設課にいた職員方、いわゆる道路関係を今までやっている方々について、基本的にはそういうところで事故があるというのはわか

ってございますので、報告はございます。あと、それでもどうしても通勤する場所によってもちょっと違うんですけども、通勤する際に気になった場合は一部の方々からもいただいております。あと、ここにいらっしゃいます議員さん方からも随時連絡いただきながらやってございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）
やはり、こういったものあったときに学び、次に同じようなものを出さないというのが鉄則かと思っておりますので、今のこの道路改修の規定を少し前倒しというか、スピードアップした中でやっていかなくちゃいけないと思っておりますので、こういった事故を経験して、いい方向に向かっていただきたいと思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
ほかに質疑ございませんか。5番槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）
再確認を含めて質問をさせていただきます。
今の課長の話で車両を確認したというふうに捉えたんですけども、実際、後輪のハブボルト及びリアバンパー、テールランプカバーの破損まで確認したのかどうか。その点を1点と、実際このような事故、事故というか起こされた後の対策としまして、その場で早急に直したとか、その箇所をどのようにしたか、その辺についてお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）
都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

修理の車両の状況をいつ確認したかということですけども、これについては所有者さんのほうが修理屋さんのほうに出していただいて、そちらのほうで全て確認させていただいて、写真もございます。

あと、穴の補充ですけれども、それは6時45分、当日ですけれどもそちらのほうを確認させていただきまして、今回補正でもお願いした常温合材というやつですけれども、それ1袋使いました。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

5 番 槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

ちょっと私の質問と違った点もあるんですけども、ということは、車両そのものはその場では確認しなかったというふうに捉えて、あくまでも保険屋さんなり、修理工場さんの写真で確認したという点でいいのかが1点と、私言いたかったのは、6時45分に現地確認しましたよという、それで実際今の話だとなんかそういう修理の機材を用意したというのはわかるんですけども、その場に行って実際6センチか7センチの穴をそのままにしたということで捉えていいのか、そこをお聞きしたかったんですよ。何かしらその場でも早急に何か、通行どめではないですけども、何かしら対策を練ったのか、そこをちょっとお聞きしたかったのもう一度お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長 蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

車両については、所有者さんのほうで、そこで事故になったわけなんですけれども、その後、大郷のほうに行かなきゃないという用事がございまして、車両については後日確認させていただいたという格好でございます。

あと、この楕円形の穴ですけれども、合材によりまして現地に着いて、規制しながら埋めまして開放してございます。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

はい、理解しました。そのほかにも、車道以外にも歩道ですか、要は商店街とか公

共施設の駐車場の入口とかも結構穴があいている箇所もございますので、それをもう一度再度点検なりして、今後このようなこと、特に人が今度転んでけがしたとなりますとこの金額で済まなくなってくるので、その辺徹底的に行ってもらえればと思います。答弁はいりません。終わります。

議 長 （馬場久雄君）

17番中川久男君。

17 番 （中川久男君）

ぜひ、前者と同じなんですけれども、そういう悪路のところの監査。それで車両がハブボルト折れたということになると走行不能なと思うんだけれども、その件のレッカーの派遣があつて車両は大郷のほうに運んだのかと。そこを課長が言えば、皆さんわかると思うんです。ただ、その現場に当事者から連絡が入って夕方行って、それで夕方現場の担当者が持って行ってすぐ穴は埋めたという。ただ、そのとき車両がもう大郷のほうにレッカーでも運んでいったよという確認をしたのかということをお聞きしているんでないのかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。要は、ハブボルト折れたということは走行不能ですよね。その確認を皆さんしていると思いますから、わかる範囲内で結構です。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

済みません。ハブボルトなんですけれども、基本的に損傷という形なので折れるところまではいかなかったという格好になってございます。それで、その車によって大郷方面のほうに所用がありましたのでそのまま行ったという格好になります。済みません。よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

念のため確認でございました。原因となった穴であります、深さ6センチから7センチぐらいで、80センチ程度の楕円形ということでありましたけれども、道路としては幕柳大平線、幹線道路であると思うんですね。そういう中で、都市建設課のパトロール、またはその一部業者にパトロール委託している路線ではないのかなと思えますけれども、そういう意味で、何日に1回ぐらいのパトロールをされている道路であるのかという部分と、あと気になった部分はパトロールをされていればもちろんこんな大きな穴見つかったはずで、発見してから対処がくれたということはなかったのかどうかという部分をまずお聞きをしたいと思えます。

議長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

町道の維持管理関係ですけれども、町職員のパトロール及び今地域振興公社のほうにお願いしまして維持管理等もしていただいております。当路線については、一般質問のほうの部分でもありましたんですけれども、大分傷んでいるというところがございます。それで、この路線については7月から8月にかけて7回ほど巡回してやっております。ことし大変7月の22日ころから8月中ぐらいまで、ずっと長雨だったというところもございまして、毎日のようにパトロールしながら穴埋めというものをしていたという。この路線についても、その7月から8月の間にも7回ぐらいやっております。今回の穴のあいた部分について、いろいろ聞き取りした中では、路線的には幕柳大平線の部分で、この場所ではないんですけれども前日金曜日に違う場所の部分の穴埋め等は行ってございます。以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

7月から8月、7回といえば大分1週間に1回以上ですかね、そこまでいかないぐらいですかね、の点検をした結果であったという話で、念のためもう一度確認しますが、発見してから、発見して直してねとってから放置した期間がなかったんですよという部分の念のための確認と、あと、今回その保険屋さんで結果その過失割合を

決定されたと思うんですけども、一部今までの説明であると、その警察の事故届とかというのが、1つその保険屋さんの場合には物損事故であっても必要となり得る部分があるのではないのかなという気がいたしますけれども、これまでのご説明ですとそういったものないまま、7、3で決められたような感じを受けるわけですが、事故届があったのかなかったのか、その辺の確認をされたのかどうかお聞きをしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

穴の発見して、それからどれぐらいで埋めるんだという話ですけども、基本的にパトロールしながら材料を持ってまいりますので、見つければすぐに埋めるという作業に入ります。

あと、警察の事故証明でございます。今回、場所が8月5日土曜日で、その後夕方5時にうちのほうに連絡来ました。そのときに当事者のほうとの話し合いの中で、警察のほうに届け出はしてくださいという話をさせていただいております。ただ、事後なんで証明はとれないという話をいただいております。それで、保険はおりののかという話がありますけれども、それについては保険のほうと協議させていただいた結果、保険のほうで対応できるという話をいただいております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番（浅野俊彦君）

保険は適用になったというところでは理解をいたしましたのと、結果的にはその穴を生じたものを別に見過ごした事実はないということで、常時見つけたその都度直しているというお話でありましたけれども、どうしてもやっぱり路盤が悪いのと、どうしても大型車両が通るところで、やっぱりどうしてもブレーキかけるところがどうしても穴になるという現状もやっぱりありますので、ぜひ先に向けた抜本的なその見直しを期待するところでもありますのと、あと以前にも私も一般質問等でもお話をさせていただいて、今回千坂博行議員もお話をされた、そのアプリをつかった道路の悪

い状況だとかそういったものを登録するアプリが出ております。仙台市が10月からなんか試行に入ったらしいですよ。私もそのアプリちょっと見たところ、大和町のエリアも登録ができるようになってございます。そういった意味では、大和町内を通られるどこの方が、どこが悪いよというのを誰でも位置関係、GPSからの位置関係を拾った中で写真を送って、こういう状況ですって送れるようなアプリができておまして、きのう現在私もちょっと見てみたところ、大和町の登録は今のところまだなかったですけども、登録はでき得るようなお話でありましたので、ぜひそういった情報も吸い上げながら維持管理に努めていただけるように、研究をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

ありがとうございます。そういう情報を執行部のほうで本当はいろいろ調査するところもあるかと思えますけれども、行き届かないところもありますので、そういうアプリが使えるとか、そういう情報いただきましたので、その辺を今後に生かしていきたいと思えますのでよろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ほかはないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後 2 時 4 5 分 休 憩

午後 2 時 5 5 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 1 「議案第 7 7 号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議 長 (馬場久雄君)

日程第11、議案第77号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 「議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議 長 (馬場久雄君)

日程第12、議案第78号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第79号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸
体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議 長 （馬場久雄君）

日程第13、議案第79号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設
置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第80号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運
動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第80号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

何点かお尋ねをしたいと思います。

関係資料の8ページです。評価結果ということでありますけれども、既に承認した議案等々も含めて評価結果の点数が同じという、何とか16点を超えてやっているという状況かと思うんですけれども。この委員会の委員さんの構成が関係する課長さん方ということなんですけれども、点数が違うからいいとか悪いとかじゃなくて、もう少し総合的に評価するのであれば、ほかの外部から入れるとか、評価委員さんをですね、そういう考えがあるのかないのか。

また、この評価点をつけるのが、会議が10分ぐらいで終わってしまうとかそういう内容なのか、それともきちんと議論をされてこの点数評価点になっているのか、その点をお伺いをいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長（三浦伸博君）

それでは、ただいまの馬場議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

外部評価委員について入れてはどうかといったことかと思えます。前回、26年の12月定例議会におきましても浅野議員さんのほうからそのようなご意見があったところがございます。今現在、指定管理者に関する選考の規則といったものの部分で行わせていただいております。平成26年9月1日からそのような形で進めさせていただいております。その上で、前回のご指摘等、ご意見等を踏まえまして、今現在まちづくり政策課のほうで課内なんですけれども外部委員を入れた形の部分ということで明確にした上で、例えば、内部委員何名のどここの課長、あと外部委員ということでそれぞれの分野がございますので、そういった部

分で専門的な知識を有する方を外部委員と入れて選考に当たってまいりたいという、それにつきましては公募、非公募にとどまらず、そのような形で選定委員会のほうをもっていききたいというふうに今現在課内のほうで検討しておりますし、そのような方向で今現在調整のほうをさせてもらっているということでございます。

あと、四十八滝公園の部分での議論の関係でございます。各町内の委員のほうから何点かご質問のほうをいただいております。例えばの話ですけれども、トイレの修繕等、浄化槽の管理等の部分で指定管理料が上がったのかといった部分での確認とか、そういった部分で議論のほうを行わせてもらった上で、その上で内部というか庁内の選考委員の方々に判断をいただいて、今回議会のほうにご提案をさせていただいているということでございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長 （馬場久雄君）

4 番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

このような質問、余りよくないのかよいのかわかりませんが、やはりこういう疑義ではないんですけれども、余計な嫌疑をかけられないように、やはりオープンにしていきながらこういうものもやっていってはどうかなと思いますので、今後検討もされているようですから、そのように進めていっていただきたいと思います。答弁は結構です。

議長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ございませんか。9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

議案81号でありますけれども、まず、ごめんなさい80号。失礼しました、80号ですね。四十八滝運動公園ということでありますけれども、比較的近くに集落もあって、さまざま地域の活性化を考えていく中で、地域の方が「いや、うちらで、うちの集落で管理させてもらうよ」みたいなお話があった場合には、今後の話になるかもしれませんが、といったところも加味する必要もあるのかなという気が、加味する可能性はあるのかなという気がしますけれども、地元のほうからそういった意見等何

らかあった中での今回の指定管理となっておるのかどうか、そこをお聞きをしたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

それでは、浅野議員さんのご質問にお答えいたします。

今、この四十八滝付近の地区のほうからそういったことで、そういう除草業務とかそういったことをやらせていただきたいというような声があるかないのかというようなことなんですけれども、今現在、地区のほうからはそういったお話というのは来ておりません。ただ、あそこの周辺ですと、主に金取南地区になっているんですけれども、そちらについてはまだ別なですけれども、今町道の農地に設置していない部分については都市建設課サイドのほうで地区のほうにお願いしてやっていたといたこととございます。ただ、今後そういった意見があった場合は、今うちのほうで注文しているその内容で、本当にやれるのかやれないのか、あとはやっぱりその金銭面のほうが一番、あとは労力のこともあるかと思えますので、もし今後そのようなこともあった場合、その辺も含めましていろいろまた検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

地域からの意見はなかったというお話と、あった場合にはさまざま継続してやれるのかという部分も含めて検討をされるということでお話をいただきました。

もう1つ、金額的などところで確認をしておきたいのが、積算の根拠とされているところがどうで、または何で、仮に公社に限らず一般競争入札をしようとした場合の最低価格等の比較をされているのではないのかなというふうに思えますけれども、その辺の事情を、状況をお知らせいただきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

ただいまの浅野議員さんのご質問にお答えいたします。

今回、この業務の中で通常のその一般競争入札もしくは指名競争入札にした場合の金額を参考までにどのぐらいになるのかというようなことで、今試算のほうはしてございます。それで、今回例えば、四十八滝運動公園の場合で除草をまず業務を委託する場合を想定しまして、通常のその積算を行いますと、今こちらの指定管理のほうで積算を見ている金額が、この草刈り1万8,000円、平方メートルについて年3回のほうで金額が149万6,800円ほどになっているわけでございます。それを通常のその歩掛を使いまして積算をいたしますと、同じ条件で445万6,000円ということで単純に約3倍の金額になる状況でございます。主にその高い原因は何かといいますと、当然その単価も今指定管理料で見ている分については、あくまでも人の賃金と燃料代、機械燃料代ということなんですけれども、その単価を比較しましても大体半分ぐらいの平米当たりの単価になっているという。それとあわせて、あと諸経費が一番やはり大きいところが占めております。今回、この指定管理料に積算しております諸経費が、これ一律20%ということで見させていただいているんですが、これをその一般の公共の積算で行いますと、これが約2.35倍、直工の2.35倍の諸経費がかかるといった内容で、物すごく設計額に乖離するというのもありまして、今回そういった面も考慮しましてこういった形で指定管理料ということをお願いしたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

通常の一般の公共工事の積算の基準からすれば割安でというお話で、比較はされているということをお話をいただきました。公社さんとしては、その中でもいろいろ企業努力もされながら、結果的にそのプラスの収支に持っていつているところではあるんだろうなという思いでありますけれども、単にその作業に偏ってきている部分が非常にちょっと気になってきている部分もあって、本来のその地場産品の物販であるとか、そういったところにももっと力を入れていただけるような舞台、またはそういつ

た仕掛けも公社にはぜひ考えていただきたいと望むところでありますが、なかなかそういう発言する場が議会ではないところもあって、あえてちょっとそういった見解を述べさせていただきますけれども、ぜひ施設の公園の管理のみならず、何らかの仕掛けを望むところでありますが、なかなかこれに関しては答弁はいただけないところだと思いますので、社長でもあります副町長の頭の中におとめ置きいただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野議員、公社についての今話したいのはちょっと、今提示されている問題点とはちょっと違うと思うんですけれども。

9 番 （浅野俊彦君）

はい、なので。

議 長 （馬場久雄君）

そうですね。それを含めて。

9 番 （浅野俊彦君）

内容も結構です。

議 長 （馬場久雄君）

じゃあその内容はいいですね。

9 番 （浅野俊彦君）

はい。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ほかにないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第81号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第81号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

念のため確認をさせていただきます。先ほど、産業振興課管轄の四十八滝公園でのお話でありましたけれども、今度は都市建設課管理の公園、一式ずらっと30何カ所になりますけれども、こちらも同じように価格的なところに関して通常の一般競争または指名競争入札で出した場合との比較等をきちんと行った上での金額であり、契約であるのかという部分を確認をさせていただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

浅野議員の質問にお答えさせていただきます。

同じく、産業振興課と同じに、単価のほうは同じ単価を使わせていただいております。それで、うちのほうで今回公園ということなものですから、公園の場合の除草業務という、公園の中にはトイレとかいろんなもの全てを含んで指定管理でお願いしていますけれども、その中の除草分としてどういう形になるかということで比較設計はさせていただいております。通常の、公社さんのほう、先ほどお話あったように経費

のほうを20%ということをお願いしていますがけれども、一般の委託料関係ですね、公園工事とか河川維持費とかという通常の工事を出す場合の経費なんですけれども、それについては2.05から2.18倍ぐらい。金額でいきますと、除草関係ですと公社さんをお願いする場合ですと673万9,000円ほど、公園あと河川維持関係、河川維持のほうがちよっと経費が安いんですけども、こちらで金額的には1,697万1,120円という、約3倍近くになるという現状でございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

日程第17「大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程第18「議案第84号 平成29年度大和町一般会計補正予算」

日程第19「議案第85号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第20「議案第86号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第21「議案第87号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第22「議案第88号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第23「議案第89号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計

補正予算」

日程第24「議案第90号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第25「議案第91号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算」

議長 (馬場久雄君)

日程第16、議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から日程第25、議案第91号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、本日追加提案をお願い申し上げました10の議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書1ページのほうをお開きを願います。あわせて、条例議案説明資料議案第82号、83号関係をごらんいただきたいと思います。

議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を次のように改正するものでございます。今回の改正につきましては、平成29年8月の人事院勧告に準じまして期末手当の支給月数を改正するものでございます。

新旧対照表でご説明させていただきます。説明資料1ページのほうをお願い申し上げます。

第1条でございます。第3条第4項中、12月に支給する場合には100分の170を100分の175に改めるものでございます。

説明資料2ページをお願い申し上げます。

第2条でございます。第3条第4項中、6月に支給する場合には100分の155を100分の157.5に、12月に支給する場合には100分の175を100分の172.5に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書1ページのほうにお戻り願います。

附則でございます。施行期日等でございます。第1項、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するも

のでございます。第2項につきましては、第1条の規定による改正後の規定は平成29年12月1日から適用するものでございます。第3項につきましては、改正前に支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。あわせまして議案説明資料をごらんをいただきます。

議案第83号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちら平成29年8月の人事院勧告に準じまして、職員の給料を月額400円から1,000円引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.1月加算するものでございます。

説明資料3ページをお願い申し上げます。新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第1条関係でございます。第23条第2項第1号中、100分の85を100分の95に、同項第2号中100分の40を100分の45に改めるものでございます。

4ページから8ページにつきましては、別表第1行政職給料表を改めるものでございます。

説明資料9ページのほうをお願い申し上げます。

第2条関係でございます。第23条第2項第1号中、100分の95を100分の90に改め、第2号の100分の45を100分の42.5に改めるものでございます。

議案書6ページのほうにお戻りを願います。

施行期日等でございます。第1項、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2項でございます。第1条の規定による改正後の規定は、平成29年12月1日から施行するものでございます。第3項につきましては、改正前に支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。第4項につきましては、施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書8ページをお願い申し上げます。あわせまして、別冊資料事項別明細書第4号もあわせてごらんをいただきたいと思っております。

議案第84号 平成29年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございます。

今回の補正予算につきましては、平成29年度人事院勧告による給与改定に伴います

人件費調整の計上を行ったものでございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ858万6,000円を追加いたしまして、予算額を105億2,176万9,000円とするものでございます。

2項でございます。予算補正の款項の区分につきましては、9ページ、10ページの「第1表」によるものでございます。

別冊事項別明細書3ページのほうをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

第1款町税第1項町民税2目法人につきましては、歳出の見合いによる追加でございまして、1節現年課税分858万6,000円を見込むものでございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。4ページをお願い申し上げます。

1款1項1目議会費から10ページの9款5項4目学校給食センター費まで、各目の2節、3節の人件費に関しまして、給与改定に伴います調整を行い、28節繰出金に各特別会計に対し人件費相当分の繰出金の補正を行うものでございます。

各款項目の説明については、申しわけございません割愛をさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案書12ページをお願い申し上げます。

議案第85号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございます。

議案第85号 平成29年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加いたしまして、予算額を26億6,538万6,000円とするものでございます。

2項でございます。予算補正の款項の区分につきましては、13ページの「第1表」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書17ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員人件費分を繰り入れするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節、3節に関しまして、給与改定に伴う調整を行ったものでございます。以上でございます。よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案書14ページをお願い申し上げます。

議案第86号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございます。

議案第86号 平成29年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加いたしまして、予算額を20億1,689万4,000円とするものでございます。

2項でございます。予算補正の款項の区分につきましては、15ページの「第1表」によるものでございます。

別冊の事項別明細書21ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員人件費分を繰り入れするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費及び4款3項3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の2節、3節に関しまして、給与改定に伴います調整を行ったものでございます。以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、議案書16ページをお願いいたします。

議案87号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加いたしまして、予算額を2億1,583万4,000円とするものでございます。

2項でございます。予算補正の款項の区分につきましては、17ページの「第1表」によるものでございます。

事項別明細書25ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、職員人件費分を繰り入れするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節、3節に関しまして、給与改定に伴います調整を行

ったものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書18ページをお願い申し上げます。

議案第88号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度大和町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ20万2,000円を追加いたしまして、予算額を8億7,872万円とするものでございます。

2項でございます。予算補正の款項の区分につきましては、19ページの「第1表」によるものでございます。

別冊事項別明細書29ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきまして、職員人件費分を繰り入れするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費及び2目建設費の2節、3節職員手当等に関しまして、給与改定に伴う調整を行ったものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

議案第89号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加いたしまして、予算額を6,093万8,000円とするものでございます。

2項でございます。予算補正の款項の区分につきましては、21ページの「第1表」によるものでございます。

別冊の事項別明細書33ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員人件費分を繰り入れするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節、3節職員手当等に関しまして、給与改定に伴いま

す調整を行ったものでございます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議案書22ページをお願いいたします。

議案第90号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）で
ございます。

平成29年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定め
るところによるものでございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加いたしまして、予算額を6,100万円とするもの
でございます。

2項でございます。予算補正の款項の区分につきましては、23ページの「第1表」
によるものでございます。

事項別明細書37ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきまして、職員人件費分を繰り入れするものでご
ざいます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費及び2項1目合併処理浄化槽建設費の2節、3節に関しま
して、給与改定に伴います調整を行ったものでございます。以上でございます。よろ
しくお願いい申し上げます。

続きまして、議案書24ページをお願い申し上げます。

議案第91号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条総則でございます。

平成29年度大和町水道事業の補正予算は、次に定めるところによるものでございま
す。

第2条の収益的支出でございます。

平成29年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとお
り補正するものでございます。

1款水道事業費用に24万2,000円を追加し、合計9億3,743万6,000円とし、1項営
業費用にも同額を追加し、合計を9億1,556万4,000円とするものでございます。

明細でございますが、事項別明細書40ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度大和町水道事業会計補正予算内訳書、収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費の給料、手当、いずれも給与改定に伴います調

整を行ったものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（馬場久雄君）

ただいま、議案第82号から議案第91号まで説明をいただきました。

日程第16「議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

引き続き、日程第16、議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第17、議案第83号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第84号 平成29年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第18、議案第84号 平成29年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第85号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第19、議案第85号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第86号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第20、議案第86号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第87号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補
正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第21、議案第87号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第88号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第22、議案第88号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第89号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第23、議案第89号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第90号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第24、議案第90号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「議案第91号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第25、議案第91号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「委発第4号 大和町議会の会期等に関する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第26、委発第4号 大和町議会の会期等に関する条例を議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。大和町議会議会運営委員会委員長堀籠
英雄君。

議会運営委員会委員長（堀籠英雄君）

委発第4号であります。議案書をお開き願いたいと思います。

大和町議会の会期等に関する条例についてであります。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び大和町議会会議規則第14
条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由として、平成24年9月の地方自治法改正により、条例に規定することによって会期を通年とすることができるものとされたことから、これらに基づく通年の会期制に改めるため、現行の大和町議会定例会の回数に関する条例を廃止し、新たに大和町議会の会期等に関する条例を制定するものであります。

第1条は、会期を1月1日から翌年の当該日の前日12月31日までとする規定です。

次に、第2条第1項は、定例日を2月28日、6月と9月、12月のそれぞれ第1火曜日として、2月28日が休日の場合、直前の金曜日とするものであります。

第2項は、定例日に会議を開くことが困難な場合、議長と町長が協議の上、定例日を定める旨の規定です。

第3条は、委任事項です。

附則第1項は、条例の施行を平成30年1月1日からとするものです。

附則第2項は、従来の大和町議会定例会の回数に関する条例を廃止するものです。

以上が、本条例の制定内容であります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

今、説明をいただきましたが、皆さんから質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27「委発第5号 専決処分事項の指定について」

議長（馬場久雄君）

日程第27、委発第5号 専決処分事項の指定についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。大和町議会議会運営委員会委員長堀籠英雄君、説明願います。

議会運営委員会委員長 （堀籠英雄君）

委発第5号です。議案書をお開き願いたいと思います。

専決処分事項の指定についてであります。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由として、通年議会の導入に伴い、地方自治法第179条に規定する「緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないこと」が限りなく少なくなることから、議会として執行機関の事務に支障を及ぼさないよう配慮する必要があり、地方自治法第180条に規定されている町長において専決処分することができる項目の指定を行うものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。

(1) としては、議会の議決を経た工事等の請負契約の契約金額の10分の1を超えない範囲内での変更、ただし、変更金額が500万を超えないものとするものであります。

(2) としては、町の賠償補償を1件50万円以下で額を定め、これに伴う和解をすること。

(3) としては、年度末における地方税法の改正に伴う必要な条例改正。

(4) としては、歳入歳出予算の補正であります。

(1) 災害などにより、緊急かつ応急的な必要となる予算。

(2) 年度末における地方交付税などの確定に伴う予算。

(3) 年度末における町債の限度額及び利率の補正。

(4) 解散等に基づく緊急を要する選挙の予算であります。

附則として、第1項、この議決の効力は平成30年1月1日から生ずるもの。

第2項は、平成5年6月23日議決の専決処分事項の指定の効力は、12月31日をもって失われるものであります。

以上が、指定内容であります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長 （馬場久雄君）

日程第27、委発第5号 専決処分事項の指定について、質疑をいただきます。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28「委発第6号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則」

議長（馬場久雄君）

日程第28、委発第6号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。大和町議会議会運営委員会委員長堀籠英雄君。

議会運営委員会委員長（堀籠英雄君）

委発第6号です。議案書をお開きお願いしたいと思います。

大和町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由として、先ほどご可決いただきました大和町議会の会期等に関する条例に基づき、大和町議会会議規則を改正するものであります。

それでは、議案書3ページをお開きいただき、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思っております。

第5条の見出しの会期を、会議の種類等に改め、定例会議と随時会議の項目を追加し、第5条の2として議会期間を追加するものであります。

第6条及び第7条、第64条は、見出しを含め会期を議会期間、閉会を散会に改めるものであります。

第15条は、会期を議会期間に改め、ただし書きを追加するものであります。

次のページをお開き願いたいと思っております。

第75条は、見出しの閉会中を会議終了後に改め、条文を次の会期においても継続審

査ができるようにするものであります。

第98条は、閉会中を休会中に改めるものです。

附則としては、この規則は平成30年1月1日から施行するものであります。

以上が、会議規則の改正内容であります。どうぞよろしく願いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

日程第28、委発第6号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則について質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29「所管事務調査の申し出について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第29、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の調査の申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

来年1月1日からは、通年議会という形でスタートすることになりますので、文言その他、今ご可決いただきましたとおり文言等で迷うかもしれませんが、1月1日か

らはそういった形でスタートをしたいと思います。

平成29年第6回大和町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後3時55分 閉 会